

特集②

# コロナ禍における在宅医療

## —COVID-19診療の実際—

### はじめに

日本国内で、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)の最初の患者が、2020年1月に確認され、2月1日に指定感染症2類に指定されました。

この頃、大型クルーズ客船でクラスターが発生し、3700名の乗客・乗務員が横浜港に検疫のため、船内待機されたニュースが連日報道されました。日本在宅医療連合学会は、2020年3月にワー

## 在宅医が抱いた問題意識とQ&A集

在宅医が真っ先に抱いた不安は、現在自身が受け持っている患者のことや、医師自身と家族や自院スタッフの安全、診療実務に関すること等でした。

COVID-19は、近年に

# 在宅ケアに携わるすべての医療・介護従事者に対し、情報と指針を発信

日本在宅医療連合学会 代表理事  
医療法人社団仁生堂 大村病院 院長

石垣 泰則

第5波において、国は、中等症以下のCOVID-19在宅療養者を自宅診療する方針を打ち出しました。その医療は、従来の在宅医療の概念から逸脱しています。在宅医療は、治し支える医療と言われ、かかりつけ医が最期まで療養を支える医療です。

キンググループを結成し、在宅医療におけるCOVID-19対策の検討に入りました。2020年4月22日には、日本在宅ケアアライアンスが、「在宅ケアにおけるCOVID-19対策について(行動方針)」を発表しました。

その後も両団体は連携し、在宅ケアに携わるすべての医療・介護従事者に対し、情報と指針を発信してきました。やがてパンデミックを経てCOVID-19への対応は、その診療実践のみならず、医療提供体制の整備が極めて重要であることが浮き彫りにされました。本稿では、在宅におけるCOVID-19診療の実際について解説します。

表1 COVID-19に関して日本在宅医療連合学会会員が抱えていた課題(2020年3月時点)

|   |   |
|---|---|
| <b>1. 医療における課題</b><br><b>1) 診察に関する事項</b><br>①発熱在宅患者の具体的な診察法汚染した医療器具の消毒法<br>②在宅看取りを希望する患者への対応<br>③施設への往診の実際と注意点<br><b>2) 診療に関する事項</b><br>①療養の場である自宅の環境管理・ゾーニング<br>②往診車両の環境管理<br>③家庭内に発熱患者、確定・疑い患者がいる場合の家族指導<br><b>3) 経営に関する事項</b><br>①スタッフへの配慮(感染時、濃厚接触時の勤務)<br>②診療自粛やキャンセルによる減収<br>③患者及び事業所向けの「お知らせ」について<br><b>4) 医学的事項</b><br>①在宅診療において具体的(実践的)ガイドラインがない<br>②在宅療養者本人が感染した場合の対応<br>③患者家族が濃厚接触者(感染者)場合の対応<br><b>5) その他の事項</b><br>そもそも、コロナウイルス感染在宅療養患者は家で診れる? | <b>2. 介護における課題</b><br><b>1) 入居施設</b><br>①施設における感染対策②重篤者への面会③看取りの面会<br><b>2) 通所施設</b><br>①通所事業所での感染の拡大<br><b>3) 居宅介護事業</b><br>①ヘルパーへの感染の波及<br>②訪問看護ステーションに感染者が現れ、休止した場合の代替<br><b>4) 全般</b><br>①感染拡大がした場合における予想される事態と適切な対応<br>②必要な患者に必要な医療・介護サービスが提供できない<br>③要介護者や精神疾患患者等の外出機会の減少やストレスの影響 |
| <b>3. 社会的課題</b><br><b>1) 情報</b><br>①情報の正確さが不明・過剰で整理されていない情報<br>②家族や多職種からの在宅療養中の患者に関する情報収集が困難<br>③病院と保健所(行政)における患者取扱の統一性が懸念される<br><b>2) 倫理</b><br>①風評被害②過剰防衛意識に対する対応   | ケート調査を行い、調査時点で会員が抱えていた臨床課題を抽出しました(表1)。<br>感染が蔓延する前の段階であったにも関わらず、その内容は医療、介護、社会の課題に幅広く及び、在宅ケアに携わる医療・介護従事者のCO  |

VID-19に対する意識は、極めて高かったと思います。日本在宅医療連合学会・新型コロナウイルス感染症対策ワーキンググループ(座長：蘆野吉和氏)は、アンケート調査から抽出したクリニカル・クエスチョンに対し回答

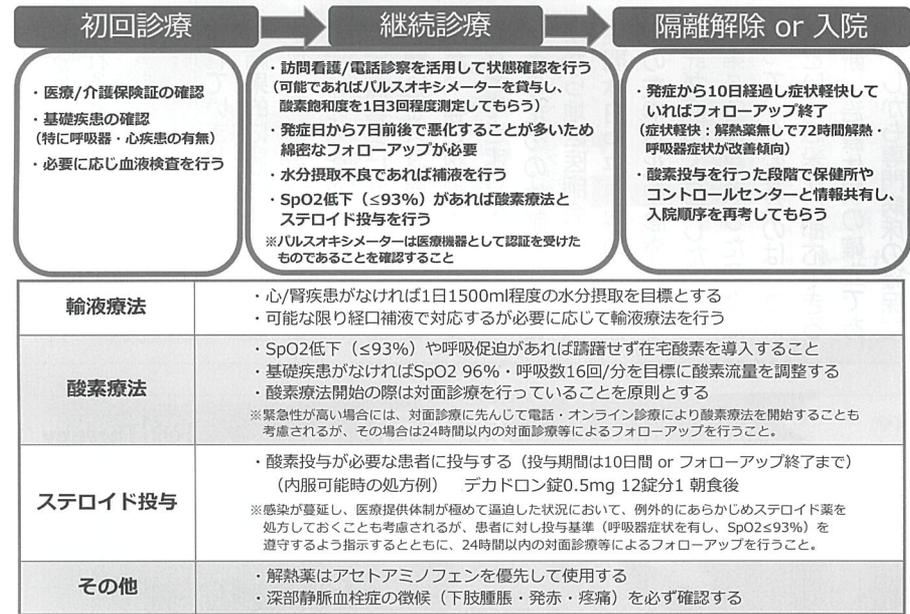


図1 在宅療養者に対して行う診療プロトコール(ダイジェスト版) Ver. 5.1

この診療プロトコールのポイントは、具体的な診療内容とプロセスが記載されていること、電話・オンライン診療を認めること、その一方で、往診による対面診療の要件が記載されていること、訪問看護師や保健所との連携を重視していることです。

診療プロトコールが作成された時期は、抗ウイルス薬や抗体力クテル療法の在宅医療での使用が認められていない時期であったため、治療内容は、輸液療法、酸素療法、ステロイド療法ですが、今後の治療法の進歩に応じて、改定される予定です。

「自宅療養者に対して行う診療プロトコール(ダイジェスト版) Ver. 5.1(図1)」は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」(4)に参考資料として引用されています。

「自宅療養者に対して行う診療プロトコール(ダイジェスト版) Ver. 5.1(図1)」は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」(4)に参考資料として引用されています。

する形で、Q&A集を作成しました。その内容は、在宅医療におけるCOVID-19対応であり、一般住宅をはじめ、高齢者介護施設・事業所における感染症予防対策、訪問診療医療機関の診療体制、訪問診療



## 在宅療養者に対して行う診療プロトコール

COVID-19患者への対応は、患者の重症度と感染症ステージによって決まりますが、医療提供の場と手段は、地域の医療の逼迫具合に関わらず、感染状況ステージにも影響を受けます。

2021年9月に日本在宅ケアアライアンスは、「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロ

トコールを発表しました。それまでは新型コロナウイルス感染症患者は、すべて入院の方針でしたが、感染者の増加に伴い医療施設が逼迫した地域において、宿泊療養や自宅療養の診断・治療を行う必要性が高まり、医療提供の指針が求められたからです。

「自宅療養者に対して行う診療プロトコール(ダイジェスト版) Ver. 5.1(図1)」は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」(4)に参考資料として引用されています。

Q&A集は、新型コロナウイルスの研究が進むにつれ変化する診断・治療・対応・制度に応じて改訂されています。

# 事例紹介…在宅療養中の高齢夫婦が COVID-19に罹患したケース

70代の夫婦には子供がなく、夫は20年来パーキンソン病の妻を介護してきました。夫は、1週間ほど前から微熱が続き、強い倦怠感があったため、近医を受診したところ、COVID-19と診断され、コロナ対応のA病院へ救急搬送されました。

事情を知らされていない妻も微熱があったため、濃厚接触者として、往診でPCR検査を実施されました(写真1)。

翌日、PCR検査の結果が陽性と判明し、夫とは別のB病院に入院となりました。入院中の夫から妻の安否を心配する電話がありましたが、詳細については不明であると回答するしかありませんでした。妻は入院5日目に38℃を超える発熱があり、デキサメタゾンが投与されました。その後、軽快し、22日目にリハビリテーション目的でC病院に転院となりました。

夫は入院直後、中等症と診断され、レムデシビル、デキサメタゾンで治療されましたが、発症10日に呼吸状態が急速に悪化したため、気管内挿管されました。

その後、肺炎を併発したため、気管切開施行され、高流量システムのネブライザー付き酸素吸入器で呼吸管理され、生死の境をさまよいました。治療が奏功して肺炎が治癒し、2週間で気管カニューレが抜管され、経口摂取が開始となりました。リハビリテーション目的にて、妻も入院しているC病院に転院となりました。

C病院において退院調整が実施され、先に退院する妻の自宅での生活支援は、訪問看護師が担当することになり、2週後に夫も自宅退院となりました。

## 在宅医療は変わるか？

第5波において、国は中等症以下のCOVID-19在宅療養者を、自宅で診療する方針を打ち出しましたが、その医療のあり様は、従来の在宅医療の概念からは逸脱しています。

在宅医療は、治し支える医療と言われ、かかりつけ医が最期まで療養を支える医療であり、初診のCOVID-19患者を在宅で診療する救急医療とは基本的に異なります。

現実には、COVID-19対策として、電話・オンライン診療が普及し、初診から直接対面なしの診療が制度の上で可能となりました。

自宅療養者に対する医療プロトコルの中でも電話・オンライン診療の活用は肯定的に述べられていますが、同時

来ヘルパーが行う仕事を訪問看護師が担う逆タスクシフトでした。その後、従来と同様に妻の訪問診療が継続されましたが、夫の診療も併せて実施され、在宅でコロナワクチン接種も行われました(写真1)。

事例はCOVID-19により、命と生活が脅かされた高齢夫婦のケースです。今回は幸い二人とも一命をとりとめ、感染前の生活を取り戻すことができましたが、感染症弱者と言われる人々は社会を挙げて守る必要性を強く感じます。

ワクチン接種と有効な新規治療法という患者と医療者を守る手段の確立により、COVID-19の在宅における診療が推進することが期待されています。

その内容は、急性期のCOVID-19診断と治療に限定されるのではなく、在宅におけるワクチン接種の普及や感染後遺症のフォローも含んだものです。

在宅医療は、医師の診療と訪問看護師や薬剤師の協力体制で治療を進め、リハ

## こうする

ビリテーションや介護を通じて生活を支える地域包括ケアシステムの理念のもと提供されるケアです。医療、介護、行政、そして住民が協働して運営する地域包括ケアシステムの本質を各人が改めて肝に銘ずる必要があります。

第5波は全国的な広がりを見せ、まさしくパンデミックでしたが、全国的に見れば、

地域間の感染状況の差は顕著でした。

そのため第5波によって、連携や情報共有が進んだ地域がある一方、従前の体制がほとんど変わらない地域もあります。今やCOVID-19は、デルタ株が収束する中で、オミクロン株の感染が拡大し、第6波が到来することが懸念されています。

COVID-19の診断・治療・ケアが標準化され、全国一律に適切な感染対策がとれるよう、人材の育成と制度の整備、情報の周知を進めることが急務です。

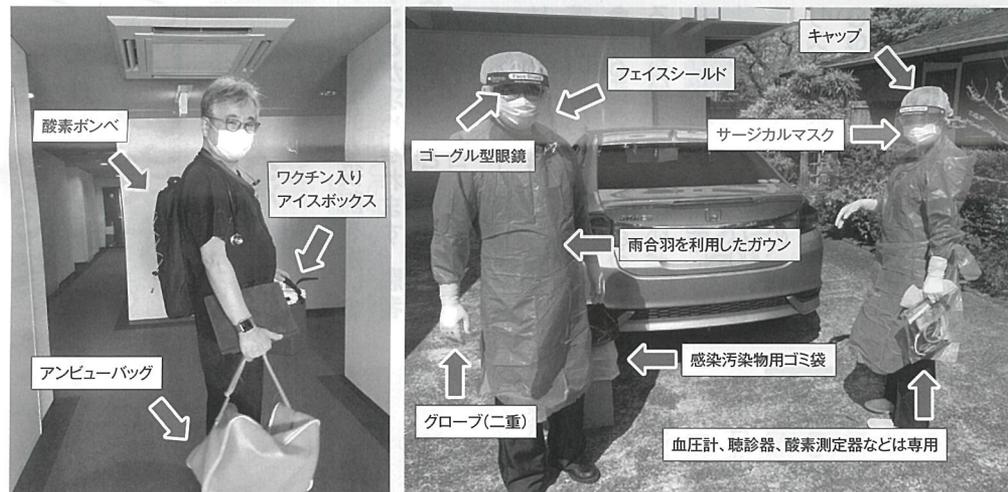


写真1 左：訪問診療時のワクチン接種、右：発熱者への往診風景

参考文献  
1) 在宅ケアにおけるCOVID-19対策について(行動方針)、日本在宅ケアアライアンス、https://www.jhca.jp/covid19/200422action-policy/、2020年4月  
2) 在宅医療における新型コロナウイルス感染症対応 Q&A(改訂第4版)、日本在宅医療連合学会、https://www.jahcm.org/assets/images/pdf/covid19\_v4.pdf、2021年10月  
3) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル、日本在宅ケアアライアンス、https://www.jhca.jp/covid19/210518protocol/、2021年9月  
4) 新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引き・第6.0版、厚生労働省、https://www.mhlw.go.jp/content/000851082.pdf、2021年11月